

条例の提案がおくれましてまことに申しわけないんですが、一応これは地方税法の改正に基づきましてご提案申しあげたわけでございしますが、市町村への通達がおくれまして現在にいたったわけでございしますので、その点お含みおきの上ご了承をいただきたいと思います。

○十七番(関米吉君) いま一言お尋ね申しあげますけれども、この三十二万円を三十五万円、免税点の引き上げですね。そうするとこれに基づくとこの減税額はどのくらいになるんですか。

○税務課長(田村忠雄君) 大体六十万程度だと思えます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十二番(木村秀雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号につきましては委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ただいま木村秀雄君から所定の賛成者を得て、

本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第三十八号は原案とおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第六議案第三十九号福生市福祉会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係として議案の朗読をいたさせます。

(市川主事朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長木村田猛君。

(福祉事務所長木村田猛君登壇)

○福祉事務所長(木村田猛君) 議案第三十九号につきましてご説明を申しあ

けします。

福生市の福祉会館も昨年の七月に完成いたしました。現在三つの施設を持つてゐるわけでございます。それでそのうちの二つの施設、これの休業日を変更するわけでございます。

変更の理由といたしましては、変更することによってその施設を利用する市民が多く利用できるのではないかとというようなことで、昨年七月条例を制定したわけでございますが、日浅いときにまた改正ということとで不勉強の点はお許し願いたいと思います。

現在福祉会館につきましては老人の福祉事業を行なう施設と社会教育活動を行なう施設、学童保育事業を行なう施設とこの三つがあるわけでございます。

そのうち老人福祉事業を行なう施設につきましては休館日が火曜日、これは日曜日の利用とそれから月曜日は商店街等が休みでございますので、商店街の方にも幅広く利用していただくということとで火曜日にしてあったわけでございます。それは従前と同じに残しておきまして、国民の祝日でございますが、この日はい

ままで統計をとって見ますと国民の祝日における翌日の使用が非常に少ないというような関係上、これを国民の祝日は休館日にしたしまして、ただし敬老の日九月十五日でございますけれども、この日は福祉会館を利用いたしまして敬老会を開催いたしたいというようなことで敬老の日は休館日にしないで、翌日を休館日にするような次第でございます。

次に第六条の二の三でございますけれども、これは学童保育の関係でございます。学童保育事業につきましては二階の半分を使用して現在利用しております。従前の休館日が一応年末年始と、それから日曜日、祭日と、それ以外にいわゆる福生市公立学校の管理運営に関する規則によりまして、夏休み、春休み、冬休みとそれから開校記念日、都民の日等が休館日になっておりました。が、私ども学童保育をやっている者につきましては、この休館日は関係ないわけでございます。両親が共かせぎのカギツ子対策もございまして、この日も学童保育を実施しようということとで、こういうふうに一応改正するわけでございます。

簡単でございますが慎重に審議の上原案とおり決定くださるようお願いいたします。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（木村秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十九号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま木村秀雄君から所定

の賛成者を得て本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十九号は

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第七議案第四十号福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

（市川主事朗読） 省略

議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長木村田猛君。

（福祉事務所長木村田猛君登壇）

○福祉事務所長（木村田猛君） 議案第四十号福生市敬老金条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

提案理由にもありますが、老人の福祉の向上をはかるために改正をする必要が生じたわけでございます。

それでは条例関係のご説明をいたします。

今回の敬老金条例につきましては、昭和四十三年度から発足したもの

でございます。東京都におきましては同じく都自体の敬老金条例があるわけでございます。これにつきましては従来住民基本台帳に登載されて一年以上福生に住み七十五歳以上の市民と、こういうふうになつておったわけでございますが、この住民基本台帳、これは日本人のみが対象になるものでございますが、いわゆるここに今度新しく加えようとするのは外国人登録法、これは日本の国籍を有しない者が日本に滞在する場合、これはやはり課税対象になるわけでございます。その課税の対象になる者に対して、こういうような福祉的なものを支給しないというのは片手落ちではないかというような関係が出てきたわけでございます。最初東京都におきましては、も、こうではなかったのですけれども、都も昨年改正いたしましたわけでございます。福生市もそれにならひまして、日本人及び外国人登録法に登載されて一年以上居住してある七十五歳以上の老人にも支給しようという改定でございます。なおこれによりまして敬老金の該当する者が約五名でございます。次に第三条の敬老金の額でございますが、福生市におきましては

現行条例では三段階に分かれておったわけでございます。七十五歳から八十歳までが千円、八十歳から九十歳までが二千円、九十歳以上が三千円とこういうふうに制定されておりましたものを、これを一律にいたしまして三千円に改正しようとするものでございます。これについては後刻提案されます補正予算にも予算額が計上されておるわけでございます。

よろしくご審議のうえ原案決定くださるようお願いして説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十二番(木村秀雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第四十号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

。議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま、林田秀雄君から所定の賛成者を得て本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第四十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

。議長(末次性男君) 日程第八議案第四十一号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
議事係をして議案の朗読をいたさせます。

(市川主事朗読) 省略

。議長(末次性男君) 以上で朗読は終わりました。
本案について提案理由の説明を求めます。 市民課長森田武君。

(市民課長森田武君登壇)

。市民課長(森田武君) ご指名によりまして議案第四十一号福生市国民

健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

まず初めに第四条の二、これにつきまして説明申し上げます。

国民健康保険に加入する者は自営業者あるいは農家等のいわゆる他の保険制度に加入できない者が国保の被保険者となっております。ところが国民健康保険法によりますと、国立のらい病療養所、そういうようなところに收容されている者、あるいは厚生省令で定める者のうちで特別の事由があるもので条例に規程されている者は、被保険者にしなくてもよいという規定があります。

第四条の第一項につきましては、養護老人ホームに入っている老人については被保険者としなないというような規定が入っております。

それから今回新たに二項を加えまして、これは同じく児童福祉施設、これは養護施設等でございますが、これ等に入っている者あるいは里親に委託されている児童で民法の規定によるということは、親あるいは兄弟、そういうような者がいない児童もやはり被保険者にしなくてもよいというような一項が加わったわけでござい

す。

これらの児童に対する救済方法としては、ほかに生活保護とか児童福祉法が適用されているようなことになるわけでございます。このような規定が加入されたということもすでにこのような措置は、各市町村とも条例化されない現在においてもとられておりまして、さらに条例化することによって明確化をはかったというようなことになるわけでございます。

次に第十條第一項中五万円を八万円に改める。

これは保険料の賦課限度額を五万円から八万円に改正しようとするものであります。国保事業はご承知のとおり市町村が保険者となつて運営され、その運営費は保険料国庫支出金、あるいは都の支出金等でそれらが収入源となつておりまして、各医療機関においてはそれを財源として支払っているわけでございます。このうち保険料については世帯主とそれに属する被保険者全部に賦課されまして、その内容は所得割、資産割、被保険者均等割あるいは世帯別平等割が一定の割合で算定されまして、その

合計額が保険料として賦課され、その最高限度が現在五万円を押えているわけでございます。

この五万円は昭和三十一年以来十四年間も据え置かれておりまして、この間における所得の伸びはますますその頭うちの世帯が増加することになり、あるいは医療費の増加は低所得世帯の保険料の引き上げにも影響しているわけでございますので、負担公平の原則から好ましくないということで今回改正しようとするものであります。

このため地方税法の改正にともないまして、保険料を採用しております市町村におきましてはすでに条例の改正が終わったところもあり、あるいは今日の定例会において改正案を提案するよう準備を進めておるところであります。福生市においてもやはり八万円に改正しようとするわけでございます。

参考までに申しあげますと、改正した場合の解消率は昭和四十五年度を参考に見ますと、現在五万円の世帯というものが百六十一世帯であります。これが八万円にいたしますと百二世帯がその範

団に納まるということ、全体の世帯数を見ますと四・二％が、の八万円に該当するというようなことでございます。

次に第十八条には保険料を減額して賦課できる場合を定めたものでありまして、低所得世帯の被保険者に対する減額措置でございます。

今回提案申し上げます第二号は、総所得金額が基礎控除を越えた場合の取り扱いでございます、被保険者一人当たりの控除、現行六万五千円でございますが、六万五千円を総所得金額から順次差し引きまして残った額が基礎控除を下回った場合においては減額できるという規程になっております。この六万五千円を八万円に引き上げまして、さらにその対象世帯を、範囲を拡大しようということが今回の改正でございます。

四十五年度中において適用された世帯を申し上げますと、これらの該当する被保険者は百七十四世帯、六百六十四人が該当しております。なおそれらの減額によります不足分につきましては、国庫補助金をもってやはりその分は交付されることになってお

ります。

以上三つの改正案につきましては過日六月の四日の国保運営協議会におきまして決定を見ているわけでございます。

附則の規程は十条一項と十八条の第二号の改正規定については、昭和四十六年度分の保険料から適用するということを決めたわけでございます。

以上はなほだ簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえご決定くださるようお願いいたします。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十二番（木田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○議長（末次性男君） おはかりいたします。 ただいま林田秀雄君から所定の賛成者を得て本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって議案第四十一号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第九議案第四十二号 福生市監査委員条例を議題といたします。

議事係をして議案の朗読をいたさせます。

〔市川主事朗読〕 省略

○議長（末次性男君） 以上で朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役篠崎俊夫君。

〔助役篠崎俊雄君登壇〕

福生町議会

○助役

〔篠崎俊雄君〕

議案第四十二号 福生市監査委員条例の全部を改正する案についてご説明申し上げます。

監査委員の制度はその骨組みについては地方自治法に定めがございまして、監査委員の事務局は都道府県の場合には必置制、必ず事務局を置かなければならない。また市の場合には任意設置制でございまして、「条例で事務局を置くことができる」という規程がございまして、なお町村の場合には監査委員事務局を設置することができませんで、単に監査委員事務を補助するための書記あるいはその他の職員を置くことができるにとどまる。そういったことが地方自治法上定められておるのでございしますが、当市も市政施行後約一年を経過しようとしておりまして、今後さらに積極的に公正にして、ガラス張りの市制を推進して参りますためには、監査委員の補助職員につきましても現状のように市長部局の職員をして、これを頭数せしめておくことは適当でないと考え、この際条例を改正して独立の監査委員事務局を設置すべく本案を提出した次第でございします。

ページ数を一枚おめくりいただきまして、まず第一条をご覧いただきますと、本条は地方自治法及び地方自治法施行令で定める以外の福生市の監査委員制度についての必要な事項は、この条例で定めるといふ旨を、言いかえますれば本条例の目的を規定しようとするものでございます。

次の第二条は監査委員の定数に関する規定でございます、本市の場合においては、地方自治法のうえでは条例で三人または二人と定めることに相成っておりますのでございますが、二十三日のうり監査委員を三人置く市は、八王子、立川及び府中の三市しかございせんので、本市における監査委員の定数は現行どおり二人と定めようとするものでございます。なおこのうち議員のうちから選任する監査委員の数は、地方自治法上一人とする旨の規定があるものでございます。

次の第三条は監査委員がおやりになりまする監査等の通知及び結果の報告等に関する規定でございます。ご参考のために申しあげますと監査委員の職務の^{権限}はこの第三条に規定してござ

いますように、監査、検査及び審査の三つに分けることができるのでございます。

まず第一の監査といたしましては毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて監査する定例監査、それから監査委員が必要があると認めたときに監査する随時監査、その他がございまして、また検査といたしましては、一番多いのは地方公共団体の現金の出納を毎月検査いたしまする例月出納検査でございます、地方自治法は監査委員が出納その他の会計事務だけを調べる場合にはこれを監査と呼びませんが、検査という用語を使っておりますのでございます。

なおページをおめくりいただきまして、第三条の第三項に出てまいります審査ということばは審査の代表的なものとしたしましては、地方公共団体の長が毎会計年度決算を市議会の認定に付しまする前に監査委員さんに決算の内容を調べていただきまする決算審査がその代表的なものでございますが、地方自治法ではこのように他の機関の権限行使に協力いたしまして監査委員の付随的な権限として調べることを審査ということばで表現してあるのでございます。

として本条は監査委員が、ただいま申しあげました監査、検査及び審査を行なう場合における関係機関への通知のしかたや、結果の報告等のしかたを定めようとするものでございます。

次の第四条は監査委員の公表のしかたを定めた規定でございます。原則としては福生市公告式条例の例により、市役所内の掲示場に掲示してこれを行なうのでございますが、なお必要に応じては福生市公報あるいは「お知らせ版」等で利用していただくように配慮いたしたいと考えておる次第でございます。

次の第五条で監査事務局を置く旨の規定でございますが、先ほど定数条例が上程されましたが、実際の運用といたしましては、いあえずは事務局長は選挙管理委員会の事務局長の兼務といたしまして、そのかわりその配下に監査委員事務局の専任の職員を配置する方針でございます。今後漸進的に事務局の強化をはかって参る所存でございます。

最後の第六条はこの条例の施行に関する細かい事項は、監査委員に委任する旨の規定でございます。なお附則においてこ

の条例の施行期日、すなわち監査委員事務局の設置等は、来たる七月一日から定めようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、慎重に審議をいただきますとして原案とおり可決決定あらんことをお願い申しあげる次第でございます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに